

社会福祉法人若楠 役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、定款第 9 条（評議員の報酬等）及び第 24 条（役員及び会計監査人の報酬等）の規定に基づき、社会福祉法人若楠の役員及び評議員に対し、報酬及び費用弁償として支給する旅費に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤の理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。
- (4) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区別されるものとする。
- (5) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区別されるものとする。

(報酬等の支給)

第 3 条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬等を支給するものとする。ただし、この法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬等は支給しない。

- (1) 常勤の理事 報酬、賞与、退職慰労金
- (2) 非常勤の役員 報酬
- (3) 評議員 報酬

(報酬等の額の算定方法)

第 4 条 常勤の理事に対する報酬等の額は、次に掲げる報酬等の区分に応じ、当該各号に定める範囲内で、理事会において決定する。

- (1) 報酬 別表 1 に定める額
- (2) 賞与 別表 1 に定める月額額の 2 か月分
- (3) 退職慰労金 次に定める算式により算出される額
$$20 \text{ 万円} \times \text{在任年数}$$

(在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。)

- 2 非常勤の役員に対する報酬の額は、別表 2 に定める額とする。
- 3 評議員に対する報酬の額は、別表 3 に定める額とする。

(報酬等の支給方法)

第 5 条 常勤の理事に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 報酬 毎月 15 日（ただし、その日が土曜日、日曜日又は祝日の場合は、前営業日）

(2) 賞与 毎年 7 月及び 12 月

(3) 退職慰労金 任期の満了、辞任又は死亡により退職した後 2 か月以内

2 非常勤の役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席等、法人・施設運営のための業務にあたった都度、支給する。

3 報酬等は、現金により本人に（死亡により退任した者の退職慰労金にあつては、その遺族に）支給する。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関の口座に振り込むことができる。

4 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用)

第 6 条 役員等が出張する場合は、旅費規程に基づいて、旅費を支給する。

2 役員等が職務の遂行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割り計算)

第 7 条 新たに常勤の理事に就任した者は、その日から報酬を支給する。

2 常勤の理事が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の暦日数を基礎として日割りによって計算する。

4 第 2 項の規定にかかわらず、常勤の理事が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第 8 条 この規程により計算金額に 1 円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上 1 円未満の端数については、これを 1 円に切り上げる。

(公表)

第 9 条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 1 号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第 10 条 この規程の実施に関して必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第 11 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

別表 1

役職名	報酬の額
会長	月額 60万円
理事長	月額 60万円
常務理事	月額 45万円

別表 2

項 目	日 額
理事会等会議への出席	10,023円
監事監査への出席	10,023円
月次の監督指導	100,000円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,023円

別表 3

項 目	日 額
評議員会への出席	10,023円
上記の他、法人・施設業務のための出勤	10,023円

附 則

この規程は、昭和61年 4月 1日より施行する。

備 考

平成 6年 9月 1日 一部改正
 平成16年 4月 1日 一部改正
 平成20年 4月 1日 一部改正
 平成25年 6月 1日 一部改正
 平成29年 4月 1日 一部改正
 平成30年 4月 1日 一部改正
 令和 2年 4月 1日 一部改正
 令和 3年 6月11日 一部改正
 令和 3年 9月28日 一部改正